

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会設置要綱（令和 2 年 11 月 26 日日本学術会議第 304 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前	
(略) <u>(分科会)</u> <u>第 4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。</u>				(略) <u>(新規設置)</u>	
分科会	調査審議事項	構 成	設置期限		
オープンサイエンス企画分科会	<u>1. 研究機関等において必要となる研究データ管理のための課題の整理と具体的方策</u> <u>2. 各分野の多様性を踏まえ、今後のデータ駆動型科学の振興のために考慮すべき事項</u> <u>3. 小委員会での審議結果を踏まえた、親委員会での審議内容の整理・調整に関すること</u>	10 名以内の <u>会員又は連携会員</u>	設置期間： <u>令和 4 年 4 月 18 日～令和 5 年 9 月 30 日</u>		

	<u>オープンサイエンス・データ利活用推進委員会</u>	<u>1. 研究機関等において必要となる研究データ管理のための課題の整理と具体的方策</u> <u>2. 各分野の多様性を踏まえ、今後のデータ駆動型科学の振興のために考慮すべき事項に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員若しくは会員又は連携会員以外の者</u>	<u>設置期間：令和4年4月18日～令和5年9月30日</u>	
	(設置期限) <u>第5</u> (略) (庶務) <u>第6</u> (略) (雑則) <u>第7</u> (略)				(設置期限) <u>第4</u> (略) (庶務) <u>第5</u> (略) (雑則) <u>第6</u> (略)

附 則
この決定は、決定の日から施行する。